

郡山市立御館小学校いじめ防止基本方針

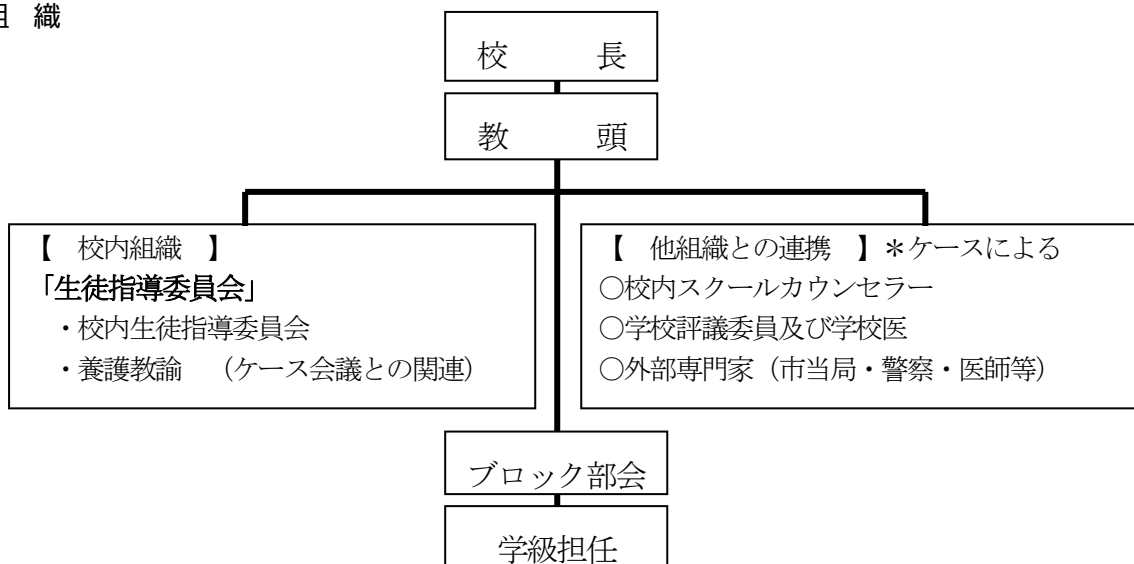
1 目標

- 「いじめは許されない」という理解のもとに、いじめのない学級・学校づくりを形成する。(いじめ防止対策推進法(第13条))
- 「いじめ対策」に常時取り組むような校内体制の強化と改善に努める。(いじめ防止対策推進法(第3条:基本理念))

2 「いじめの定義」について

いじめとは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。なお、個々の行為がいじめに当たるか否かの判断を表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立つて行うこと。(いじめ防止対策推進法より:平成25年6月28日、郡山市いじめ防止基本方針より:令和5年2月)

3 組織



4 方針

- 「いじめ防止」のために、取組内容、早期発見・早期対応の在り方、教育相談体制、生徒指導体制、校内研修による防止、早期発見、対処等の包括的な取組方針や指導内容の共通理解を図る
- 「いじめ対応」に係る教職員の資質能力向上を図る取組や対処方法を年間計画により具体的に設定し、PDCAサイクルを見通した運営及び実施をする。
- 共通理解を常に図れる体制や連携、研修等を通しての資質向上、児童に向き合える時間の確保を重視する。

5 内容

(1) 「いじめ防止」対策について

- 「いじめ」の共通理解については、教職員の共通理解・認識のもとで全児童に対して適宜指導と支援を実施する。特に、「いじめを起こさない態度・能力の育成」「望ましい集団づくり(学級づくり)」「自己有用感・自己肯定感が育まれる環境づくり」「児童自らいじめを学ぶ取組みの推進」等を十分に理解しながら、いじめ防止に取組みに努める。
 - ・ 校内研修の開催、職員会議等による周知と理解、校外研修への参加
 - ・ 生徒指導の機能を生かした授業作り、互いを認め合う学級集団作り
 - ・ 全校集会や学級活動、道徳等での講話及び説諭・話し合い

(2) 「いじめ」の早期発見と対応策について

- 児童の様相や態度等の変化を日頃からアンテナを高くしながら、教職員による情報交換及び共有することに努め、注意深く児童間の対応を十分に考慮する。

また、早期発見の具体策としては、定期的ないじめ調査や教育相談、チェックシートの活用、保健室・SC室の利用、生活ノートや日記等による実態の把握、個人面談や家庭訪問による機会や場を十分に確保して対応する。

<具体的ないじめのサイン>

【学校】

- 急な体調不良 遅刻や早退の増加 授業開始前の机、椅子、学用品等の乱雑さ
- 学用品、教科書、運動着等の紛失 学用品の破損、落書き 授業への遅参
- 保健室への来室増加 日頃交流のない児童との行動 突然のあだ名
- 発言や言動に対する皮肉や失笑、笑いの頻発 多数児童からの執拗な質問や反駁
- 図工や家庭科、書写等での衣服の過度な汚れ 行間や休み時間の単独行動
- 特定児童の発言へのどよめきや目配せ 特定児童からの忌避・逃避
- 特定児童の持ち物からの逃避 等

【家庭】

- 登校しぶり 転校希望 外出の回避 感情の起伏の顕著化 隠し事の発覚
- 教師や友達への批判増加 家庭でのお金の紛失 荒くなる金遣い
- 長時間の長電話や過度に丁寧な対応 体への傷やいたずらの痕跡
- 衣服の不必要な汚れ 保護者来校の拒絶 過度なネットへの対応 等

【地域】

- 登下校中に、特定児童が他の児童の荷物等を過度に持つ。
- 一人だけ離れて登下校している。 故意に遅れて登校している。
- 地域の公園や道路、空き地等に一人でポツンとしている。
- 公園や空き地等で、一人の子を何人かで取り囲み、言い合ったり、こづいたりしている。
- コンビニや地区の商店等で、物品や飲料水をおごらされている。 等

(3) 「いじめ」対応への具体的措置について

- 発見・通報を受けた場合は、速やかに組織を活用し被害児童を守り通すとともに毅然とした態度で加害児童への指導を行う。また、教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て関係機関、専門機関と連携して対応に当たる。

【発見・通報からの具体的な対応について】

「いじめ」に関する主な内容	具体的な対応策
いじめ行為の発見・情報共有・事実関係調査・通報	<ul style="list-style-type: none">・ 児童や保護者の訴えに真摯に傾聴し、児童の安全を確保・ ケース会議、生徒指導委員会での情報共有と関係児童の事情聴取及び担任・学年会等による情報交換・ 事実確認結果と校長による設置者への報告と被害・加害保護者への連絡（管理職と担任による家庭訪問）・ いじめが継続される場合には、所轄警察署への相談
いじめられた児童・保護者への対応	<ul style="list-style-type: none">・ 児童への事実関係の聴取：担任・生徒指導主事（個人情報扱い・プライバシーへの留意）・ 家庭訪問の実施：保護者へ事実関係と指導方針伝達、今後の対応協議

	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめられた児童への寄り添える体制づくり ・外部専門家への協力依頼と実践 (スクールカウンセラー・総合教育支援センター等) ・アンケート調査の実施による状況判断の厳密化と情報提供
いじめた児童・保護者への対応	<ul style="list-style-type: none"> ・児童への事実関係の聴取：担任・生徒指導主事 ・いじめ確定の場合は、複数教員で、外部専門家の協力を得て組織的に止めさせ再発防止措置をとる。 ・事実関係確認後、保護者に正確な事実関係の説明をし、家庭での指導協力を求め、保護者への継続的な助言を実施する。 ・いじめの背景に配慮し、当該児童の人格形成を図る ・当該児童を一定の配慮の下、特別指導計画での指導の実施(個人情報の取扱・プライバシーの配慮) ・いじめた児童の別室指導の展開 ・出席停止の実施、警察との連携 ・学校教育法第11条による「懲戒」の適用判断(教育的な配慮と判断が必要)
いじめが起きた集団への働きかけ	<ul style="list-style-type: none"> ・学級全体での話し合いによるいじめ根絶の態度の育成 ・加害、被害の両児童と他児童との関連で、よりよい集団や人間関係を作り上げる活動を展開する。
ネット上のいじめへの対応	<ul style="list-style-type: none"> ・プリントアウトやデジカメ等により内容を保存する。 ・ネット上の不適切な書き込みには、郡山市いじめ防止基本方針を踏まえ、段階に応じた削除を求める措置をとる。 ・法務局や地方法務局への協力、児童の生命への危険がある場合、所轄警察署に連絡し適切な援助を求める。 ・使用における保護者への情報モラルへの啓発

6 配慮事項

- (1) いじめへの対応は、全職員による組織的な指導体制を整えて一致協力しながら対応する。その場合、「心理や福祉の専門家、弁護士、医師、教員・警察経験者」等の外部専門家が参加することもより実効的になることが期待される。
※ 上記の外部専門家については、現時点で対応できる範囲での配置とする。
- (2) 教職員は、いじめを含む生徒指導上の諸問題に関する研修を年間計画に位置付ける。
- (3) 校務分掌・組織体制については、一部教職員への負担がかからない配慮と適正化を実施し組織を整える。
- (4) 学校評価におけるいじめ関係の調査については、児童の実態・地域の状況を十分に配慮し、目的に応じた内容や活用方法を提示しながら調査できるように関係職員との協議を進めながら設定する。
※ 調査内容については、十分な検討時間の確保が必要である。(調整をして実施する)
- (5) 地域や家庭と連携しながら、いじめ問題の重要性の認識を広める。
 - ・ 家庭訪問や学校だよりでの啓発
 - ・ P T Aや地域諸団体との連携(青少協との連携)
 - ・ 学校評議員会での協議等

7 年間実施計画 ※生徒指導との連携した年間計画

月	生徒指導関係	いじめ防止対策
4	○生徒指導全体会（月1回）の開催「職員会議」 ・校内生活指導の確認 ・校外生活指導の確認	①4月17日（木）：1回目 「いじめ調査」の実施 ・SC・養護教諭との連携 ※調査後に「いじめ」を認識の場合 ・生徒指導委員会開催 ・ケース会議開催 「いじめチェックリスト：教師用」 ・児童及び学級集団の把握と対策 ②11月25日（火）：2回目 「いじめ調査」の実施 ・SC・養護教諭との連携 ※調査後に「いじめ」を認識の場合 ・生徒指導委員会開催 ・ケース会議開催 ○学校評価の実施 ③2月24日（火）：3回目 「いじめ調査」の実施 ・SC・養護教諭との連携 ※調査後に「いじめ」が認識の場合 ・生徒指導委員会開催 ・ケース会議開催 ○学校評議員会の実施
5	○校内生徒指導部会の開催 ・当該諸問題における担当者会議 ○家庭訪問の実施と共通理解	
6	○児童理解全体会 ・支援必要児童の共通理解と支援体制の確認	
7	○方部子ども会（校外生活指導の確認） ・夏季休業中の過ごし方等の生活指導の確認	
8	・補導委員会による学区巡回指導	
9	○児童理解全体会 ・支援必要児童の共通理解と支援体制の確認	
10	○校内生徒指導部会の開催 ・当該諸問題における担当者会議	
11		
12	○教育相談の実施 ・全児童を対象に全保護者との2者面談の実施 ○方部子ども会（校外生活指導の確認） ・冬季休業中の過ごし方等の生活指導の確認	
1	・補導委員会による学区巡回指導	
2	○年間実施計画の見直しと改善 ・教育課程編成会議等による担当者会議	
3	○方部子ども会（校外生活指導の確認） ・学年末休業中の過ごし方等の生活指導の確認	

8 その他

- 校内特別支援教育委員会・就学指導委員会・ブロック部会では、「いじめ」に係る内容が協議になる場合については、生徒指導委員会への情報提供と協議を提案することがある。
- 教育相談については、適宜実施しながら「いじめ」に関する情報の機会として捉え、生徒指導委員会へ情報提供をする。
- ◎ 軽微な案件であっても必ず管理職へ報告する。
- ◎ 重大な事態・緊急事案の場合には、即時、管理職に報告する。

【 いじめ防止対策における概略図 】

